

知事コメント  
(辺野古新基地を巡る住民訴訟の高裁判決について)

去る5月15日、福岡高等裁判所那覇支部は、辺野古周辺の住民の方々の原告適格を認め、那覇地方裁判所に差し戻す判決を言い渡しました。

辺野古新基地を巡る訴訟で住民側の勝訴は初めてのことであり、今回の判決において住民の原告適格が認められたことで、沖縄県の埋立承認撤回処分を取り消した国土交通大臣の裁決に関する実質的審理への道が見えてきたと評価いたします。

辺野古新基地が完成することで健康や生活環境に係る著しい被害を受けることを訴えている辺野古周辺の住民の方々にとって、国土交通大臣の裁決が取り消されるか否かは重大な問題であり、裁判所においては、住民の方々の声に耳を傾け、適切に判断されるよう期待しております。

令和6年5月16日

沖縄県知事 玉城 デニー